

身体的拘束等

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「**身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為**」です。厚生労働省が平成13年に発行した「身体拘束ゼロへの手引き」では、具体的な行為として、次のような行為をあげています。なお、「言葉による拘束」など、虐待的な行為があってはならないことはいまでもありません。

徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。